

# 法人だより

No.161

## 野田宿 本陣 (吉岡地区会)

表紙説明はP.26

(一社) 高崎法人会  
平成29年度 税制改正要望意見書

「桜の戦士達」のヘッドコーチに学ぶ  
優れたリーダー

職場に潤いをもたらす“雑談”の勧め

税務調査  
受ける前に知っておきたいこれだけのこと

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会

平成27年度



第7回

# ぜい 税に関する

# え 絵はがき コンクール

高崎税務署長賞



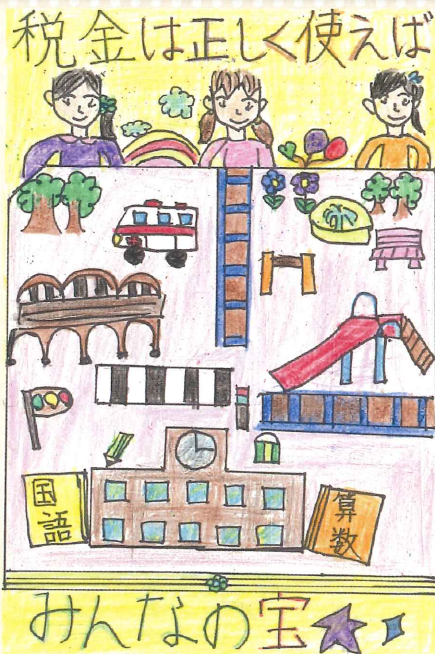
渋川市立中郷小学校 埴田礼奈さん

関東信越税理士会 高崎支部長賞



高崎市立入野小学校 篠崎由佳さん

高崎法人会女性部会長賞



安中市立磯部小学校 坂本琉依さん

高崎法人会会長賞



高崎市立中央小学校 辰林まなかさん

※優秀賞作品はP. 9に掲載してあります。

法人会は

## 「正しい納税・健全な経営・社会貢献」

をテーマに活動する全国82万社の経営者の団体です。

いつの時代も「企業」と「税務」は切っても切れない関係であります。

長年、法人会は、正しい納税者の団体として、企業と税務のパイプ役として、また、良き経営者を目指すものの団体として各種事業や社会貢献活動を行っています。

## 7月

- 所得税の予定納税額の納付(第1期分)  
納期限…8月1日
- 所得税の予定納税額の減額申請  
申請期限…7月15日
- 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付  
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…7月11日  
(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月11日までに納付)
- 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…8月1日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…8月1日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…8月1日
- 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…8月1日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…8月1日
- 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…8月1日

## 8月

- 個人事業税の納付(第1期分)  
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)  
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…8月10日
- 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…8月31日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…8月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…8月31日
- 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…8月31日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人、個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…8月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…8月31日
- 個人事業者の28年分の消費税・地方消費税の中間申告  
申告期限…8月31日

## 9月

- 8月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…9月12日
- 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…9月30日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…9月30日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…9月30日
- 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…9月30日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…9月30日
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…9月30日

## 目次

税務カレンダー	1
平成28年度定時総会概要報告	2
春の表彰等受賞者紹介	5
平成29年度税制改正に関する提言	6
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞作品紹介	9
部会だより	10
地区会だより	11
会員企業紹介	13
新会員・部会員紹介	14
健康情報『職場に潤いをもたらす“雑談”の勧め』	15
経営のヒント	
「桜の戦士達」のヘッドコーチに学ぶ 優れたリーダー	16
「税務調査」受ける前に知っておきたいこれだけのこと	17

### 最近の話題から

113番元素、「日本が発見」と認定/地道な努力で露米に勝利/名称は「ジャポニウム」有力か	19
建設業界を揺さぶった杭工事のデータ偽装	20
税理士会コーナー	
税理士会からのお知らせ	21
経営寸話	22
税務署コーナー	
税務手続について～近年の国税通則等の改正も踏まえて～	23
お知らせ・表紙説明	26

総会  
概要報告

平成二十八年度一般社団法人高崎法人会 定時総会が、去る五月二十六日（木）午後四時より、高崎ビューホテルにて、ご来賓並びに会員・役員約二五〇名が参加して開催され、下記の議案及び報告事項が承認、報告された他、会員数五〇〇〇社台、加入率五〇％台を目標とする増強運動の実施を掲げました。

挨拶の中で横田会長は、税務に協力する中で、国に対し税のあり方や使われ方について積極的に提言していきたいと述べました。



横田会長



議案を承認

議案第一号

平成二十七年度収支決算承認の件  
(二十七年収支決算に関する監査報告)

報告事項

- ①平成二十七年度事業報告
- ②平成二十七年度公益目的支出計画実施報告書
- ③平成二十八年度事業計画及び収支予算

※議案の概略については三・四頁参照。

※皆様にご承認いただきました議案及び報告事項につきましては、高崎法人会ホームページの情報公開資料のページにて適宜掲載してまいります。

表彰式

議事終了後、表彰式が行われ、役員等功労者表彰、組織充実功労地区会表彰、組織充実功労者表彰、会員増強目標達成賞、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良経理担当者表彰を行いました。

また、高崎行政県税事務所より、高崎行政県税事務所長感謝状の贈呈が行われました。

高崎税務署長、税理士会高崎支部長が祝辞



井出高崎税務署長

ご臨席いただいた多数のご来賓を代表して、井出高崎税務署長、折田税理士会高崎支部長、よりご祝辞を頂戴しました。



T&D  
T&D保険グループ

安心できると、  
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成27年度末 当社調べ  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5  
TEL 027-223-5260

企業保障

ポーター賞  
2004年受賞

貸借対照表

—平成28年3月31日現在—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
普通預金	7,219,232	6,712,175	507,057
前払金	8,909,506	7,792,434	1,117,072
流動資産合計	16,128,738	14,504,609	1,624,129
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	7,000,000	0
基本財産合計	7,000,000	7,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	700,556	700,407	149
周年行事引当資産	4,565,323	4,564,354	969
退職給付引当資産	4,609,793	4,108,927	500,866
財政調整引当資産	3,000,000	2,500,000	500,000
地区会・部会引当資産	5,187,150	5,186,448	702
特定資産合計	18,062,822	17,060,136	1,002,686
(3) その他固定資産			
什器備品	301,040	383,072	△ 82,032
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
その他固定資産合計	2,755,824	2,837,856	△ 82,032
固定資産合計	27,818,646	26,897,992	920,654
資産合計	43,947,384	41,402,601	2,544,783
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
預り金	164,754	146,525	18,229
流動負債合計	164,754	146,525	18,229
2. 固定負債			
退職給付引当金	4,609,793	4,108,927	500,866
固定負債合計	4,609,793	4,108,927	500,866
負債合計	4,774,547	4,255,452	519,095
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	39,172,837	37,147,149	2,025,688
一般正味財産合計	39,172,837	37,147,149	2,025,688
(うち基本財産への充当額)	(7,000,000)	(7,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(13,453,029)	(12,951,209)	501,820
正味財産合計	39,172,837	37,147,149	2,025,688
負債及び正味財産合計	43,947,384	41,402,601	2,544,783

平成27年度正味財産増減計算書

—自平成27年4月1日～至平成28年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,461	599	862
特定資産運用益	2,871	2,335	536
受取会費	29,310,000	29,794,000	△ 484,000
事業収益	893,500	1,006,000	△ 112,500
受取補助金等	18,111,500	16,784,700	1,326,800
受取負担金	9,276,112	8,723,691	552,421
雑収益	1,901,366	1,550,646	350,720
【経常収益計】	59,496,810	57,861,971	1,634,839
(2) 経常費用			
事業費	49,497,660	46,458,422	3,039,238
(税の啓発活動費)	7,327,579	5,973,112	1,354,467
(税務経営支援事業)	155,520	465,688	△ 310,168
(地域社会貢献事業)	4,780,664	3,332,443	1,448,221
(会員増強事業)	447,206	355,343	91,863
(会員支援事業)	746,658	770,982	△ 24,324
(地区会・部会支援事業)	15,993,508	15,633,658	359,850
(按分共通費用)	20,046,525	19,927,196	119,329
管理費	7,973,462	8,044,631	△ 71,169
【経常費用計】	57,471,122	54,503,053	2,968,069
【当期経常増減額】	2,025,688	3,358,918	△ 1,333,230
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	2,025,688	3,358,918	△ 1,333,230
【一般正味財産期首残高】	37,147,149	33,788,231	3,358,918
【一般正味財産期末残高】	39,172,837	37,147,149	2,025,688
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
受取補助金等	15,866,600	15,480,400	386,200
一般正味財産への振替額	△ 15,866,600	△ 15,480,400	△ 386,200
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	39,172,837	37,147,149	2,025,688



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

平成28年度収支予算書

—自平成28年4月1日～至平成29年3月31日—

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,000	5,000	0
特定資産運用益	5,000	5,000	0
受取会費	30,000,000	30,200,000	△ 200,000
事業収益	890,000	930,000	△ 40,000
受取補助金等	17,236,800	17,600,000	△ 363,200
受取負担金	9,930,000	10,070,000	△ 140,000
雑収益	1,240,000	1,460,000	△ 220,000
【経常収益計】	59,316,800	60,270,000	△ 953,200
(2) 経常費用			
事業費	55,016,600	55,848,000	△ 831,400
(税の啓発活動費)	8,066,000	7,077,000	989,000
(税務経営支援事業)	160,000	160,000	0
(地域社会貢献事業)	5,030,000	5,150,000	△ 120,000
(会員増強事業)	620,000	700,000	△ 80,000
(会員支援事業)	860,000	860,000	0
(地区会・部会支援事業)	19,070,000	22,500,000	△ 3,430,000
(按分共通費用)	21,210,600	19,401,000	1,809,600
管理費	8,669,400	8,299,000	370,400
【経常費用計】	63,686,000	64,147,000	△ 461,000
【当期経常増減額】	△ 4,369,200	△ 3,877,000	△ 492,200
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 4,369,200	△ 3,877,000	△ 492,200
【一般正味財産期首残高】	39,172,837	33,788,231	5,384,606
【一般正味財産期末残高】	34,803,637	29,911,231	4,892,406
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,636,800	15,860,000	△ 223,200
一般正味財産への振替額	△ 15,636,800	△ 15,860,000	223,200
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	34,803,637	29,911,231	4,892,406

表彰・感謝状  
受賞者紹介

◎役員等功労者表彰(11名)

小池孝司(高崎)、廣瀬雅美(高崎)、川添隆久(渋川)、小山浩一(渋川)、岸雅芳(群馬)、津久井有紀(箕郷)、南雲東(子持)、大野智子(新町)、佐藤信裕(新町)、鈴木均(吉井)、高橋達司(吉井)

◎組織充実

功労地区会表彰(3地区会)

「5年連続70%台維持」

伊香保地区会

「70%台達成」

榛名地区会

箕郷地区会

◎会員増強目標達成賞(1支部)

高崎地区会高南支部

◎組織充実功労者表彰(8名)

「5社以上」  
高橋正光(税理士会)

「2年連続3社以上」

柳澤佳雄(箕郷)

「3社以上」

浅海政幸(高崎)、清水正

◎厚生制度

推進功労者感謝状(8名)

(群馬)、高柳正行(吉井)

◎優良経理担当表彰(18名)

「特別表彰」

土屋佐希子(高崎)、須永

秀一(高崎)、林邊祐之(高崎)、寺島喜美子(渋川)、大塚克彦(安中)、神宮武(箕郷)、今井由美子(北橋)、田中のり子(吉井)、城代喜代(吉井)、

「一般表彰」

大熊ゆき江(高崎)、斎藤敦子(高崎)、出牛望(高崎)、立石薫(高崎)、仲鉢三枝子(高崎)、柳沢あけみ(高崎)、生方美沙子(渋川)、丸山純子(子持)、依田真理(子持)、

(地区会別・五〇音順 敬称略)

「優良経理担当表彰(18名)」

「特別表彰」

土屋佐希子(高崎)、須永

「特別表彰」

土屋佐希子(高崎)、須永

Affac

アフラックサービスショップ

募集代理店

(有)井田総合ビジネス

アフラック い〜な

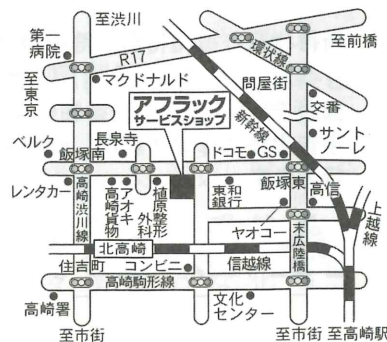
0120-0269-17

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2

TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

http://www.idasogo.co.jp

●営業時間 9:00~18:00(日曜・祝日定休)



春の表彰等受賞者紹介

（本年度春の表彰等の荣誉に浴された  
役員の皆様をご紹介いたします。）  
（敬称略・順不同）

高崎行政県税事務所長感謝状



清水 正郎

理事  
高崎地区会北支部長  
㈱研屋

全法連功労者表彰



神山 勝

副会長  
活性化委員長  
㈱神明電気



富沢 好隆

副会長  
税制委員長  
太陽コンクリート工業㈱



深堀 達義

副会長  
組織委員長  
㈱魚とし

県法連功労者表彰



染谷 文雄

理事  
㈱観音山ゴルフ倶楽部



小林 均

理事  
㈱魚とし



竹中 隆

理事  
㈱竹中組



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、  
申請・届出などの手続きが  
インターネットで行えます。

電子申告で  
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金  
口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付する  
ことができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は  
e-Taxが24時間利用※できるので、  
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して  
申告書等を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが  
行えます。※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して  
所得税及び  
復興特別所得税の  
申告をすると  
こんなメリットが!

添付書類の  
提出省略(注)

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出  
又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは  
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

# 平成29年度税制改正に関する提言

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に平成29年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国82万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

また、高崎法人会税制委員会では、会員の皆様の税制に関するご意見等を随時募集しております。高崎法人会事務局までFAXまたは郵便でお寄せ下さい。

## 1、はじめに

### 重要な産業基盤である中小企業の再生と活性化のために

消費税の税率引き上げに伴い、消費税軽減税率制度の導入が決定されたが、財政

健全化目標を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革の原点に立ち安定的な恒久財源の確保が望まれる。

おりしも、熊本地震災害も震源の広がりや余震が続く中で、経験則にない展開を見せており、未曾有の影響を与え始めている。多くのインフラが壊滅的な打撃を受け、地域社会は混乱している状況下にある。様々なサプライチェーンも大きな打撃を受け、深刻な影響を与え始めている。

わが国の財政状況は改善どころかやむを得ないとはいえ度重なる財政投融资により、以前より厳しい状況下にある事は指摘されてきているが先送りした施策で推移してきている。当然、健全化目標についても、厳しい試算結果が出ており、併せて、行政改革、社会保障制度等々の見直しも含めて、一層、注力していかなければ財政再建への道のりは厳しいものと言わざるを得ない。痛みを伴う道のりではあるが、歩みだす時であり、先送りをしてきた考えを改める時でもある。

もとより、特に、此処にきて我が国の産業構造の中で景気循環連鎖の最終基点にある地域の中小零細企業の実態状況は一層厳しく、産業間、事業者間、地域間でおおきな偏りが生じてきており、波及効果の恩恵を受ける事もなく、思わぬ格差が一気に広がってきつつある。いつも遅れた時期の果実を待ち望んでいる姿となっている。

地域経済に根ざす中小零細企業は、一時的な浮揚をもたらしただけでアベノミクスの景気循環連鎖から置き去りにされてきた感もあり、たそがれにも似た停滞感が漂い始めてきている。

産業空洞化は、もう一つの視点として蓄積・培われ、集積された「技術基盤」の崩壊に繋がる事を考える必要がある。地方創生の施策に期待するところであるが、再生のためには、自助努力での新たなサプライチェーン

の模索と構築が肝要であり、地域経済の担い手である中小零細企業の新たな挑戦こそが地域の担税基盤の強化拡充にも繋がり、日本経済の再生・活性と増税や安定した社会保障を受け入れる社会と成り得る事を改めて提言しておきたい。

つまり、地域経済・中小企業の基盤強化・再興は、国の存亡にかかわることであり、中小企業やそこで働く人々に満足な利益や収入がなければ、増税や安定した社会保障などの議論はできないはずである。

地方創生の中でも、新たな創業支援等々だけでなく、業態をただし、経営革新を行い、事業の再編と第二の創業に立ち向かう中小零細企業承継にも税制上の支援が幅広く、手厚く施される時でもある。

又、世界に先駆けて少子高齢化、人口減少が急速に進行して来しつとあり、生産人口年齢層は8000万人を割り込み、65歳以上の高齢者は25%を超える時代となった。高齢化に伴う

様々な措置が講ぜられる事になるかと考える。一方、歳出・歳入両面からの改革を通じた財政健全化も、もはや先送りのできない喫緊の課題である事は言うまでもない。

そうした最中、消費税増税が執行され、基礎資材等々にも付加されはじめられることになる。競争激化、先行きの不安もあり設備投資等の遅れも生じ、体力消費に伴う信用不安等々からサプライチェーンの二次崩壊が起こり始めている現況である。

消費税の増税や軽減税率導入に伴うインボイス制度導入等々に対する事務処理の負荷、より厳しさが続く取引環境、雇用情勢など問題は山積みで、給与等の増額も果たせない中小零細事業者にとって、今後の景気動向は、依然として予断は許されない状態である。

公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。

公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。



## 2、総論

### (1) 行財政改革

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、行政改革の取組みは極めて不十分であり、かえって肥大化しつつある。役所の権益を確保する縦割り行政の弊害がでており、官僚の跋扈が見え隠れしている。国民に痛みを求める前に「まず隗より始めよ」の認識の下、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たす時であり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができる。

① 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制  
② 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制

③ 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減

④ 民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。

⑤ 既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

### (2) 安定した

#### 社会保障制度の確立

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を實行しつつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。財源等については、広く国民で負担すべき事であるが、担税力等にも配慮すべきであるし、様々な施策執行においての国民の協力支持と理解は政府が信頼に値するか否かが鍵となる。信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を履行し、改革を断行する事につぎ。

## 3、各論

### 「法人税関係」について

(1) 定期同額給与の原則の廃止  
会社役員に対する報酬が

定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならぬと考える。

### (2) 法人所得課税

産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため、法人課税実行税率の更なる引き下げをできるだけ早い時期に行うこと。

### (3) 中小企業の

#### 法人税率の軽減

大企業とは環境の異なる中小零細企業であるがゆえ、  
① 現行800万円の軽減税率適用所得金額を4000万円程度に引き上げ、  
現在15%（時限的）の軽減税率を更に一段と引き下げる。

② 最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。

③ 域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層元氣の出る税制にすべきである。

### (4) 不良債権の損金算入

不良債権の実態に応じ、最大99%までの損金算入を認めるべきである。

### (5) 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとつては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じた社会通念上必要と認められる祝い金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によつて二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

なお、800万円までの交際費の全額損金算入は、法制化を行い継続した措置となるようにすることが妥当である。

### 「事業承継関係」について

#### (6) 相続税

事業承継の意欲と努力した人が報われる事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者（相続人）の相続税の軽減措置を講ずること。

特に、事業に使用している土地は事業運営の根幹をなすものであり、承継する相続税の中でも大きな課税となっており、事業承継の推進を図る上で、農業相続人の特例農地並みの評価とすること。

#### (7) 事業承継税制

新たな事業承継税制が創設されたが、要件等が硬直的である為、適用しにくいので、実態に即した要件への改善整備が必要である。

欧州主要国では相続税体系は多様なが、事業承継税制を優先させる考え方は一致している。わが国でも中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」本格的な事業承継税制の創設を求めらる。

**(8) 事業承継時の未上場株式の評価方法について**

中小企業の未上場株式の評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継のために要件を整え、「払い込み金額による評価(旧額面)」とすべきである。

**(9) 相続・贈与による取得資産の取得価格について**

相続人や贈与を受けた者が相続、贈与によって取得した資産(土地・建物・有価証券他)の取得価格は、相続税、贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

**「その他」**

**(10) 消費税**

短期間で2度も税率を上げることは、中小零細企業者にとつて、過重な費用と事務の負担をさせることになるため一定の救済措置が必要である。

また、取引相手から、不当な仕入代金の減額、買いたたき、購入の強制等、増税分を適正に価額に転嫁できないことの無いよう、必要に応じた監視や措置が求められる。更に、消費税制度の充実

と信頼を確保していくためには、一層の課税の適正化に向けた取組みが求められる。そのため、簡易課税のみなし仕入率や事業者免税点制度、中小零細事業者の膨大な事務量の増加を伴う軽減税率導入の取り止め等、民意を反映し、再度検討する必要がある。

**(11) 二重課税の廃止**

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

**(12) 個人所得税**

累進税率区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

**(13) 年金課税の廃止**

老後の安定のための年金である。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税されたのでは何の為の年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

**(14) 少子化対策**

晩婚率、未婚率の高さ、及び出生率の低さが少子化の理由だが、現在行われている対策は子育て支援が中心

である傾向が強いと思われる。先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚への対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができると社会づくりと環境づくりが必要である。

**(15) 印紙税の廃止**

現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式や内容が変化し、電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じている。

大企業と下請け構造となつている中小零細企業間では発注側と受注側では取引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。

また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特異であり、時代錯誤的な税目となつており、印紙税は廃止すべきである。

**「地方税関係」について**

**(16) 固定資産税の見直し**

全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

**(17) 事業所税**

①事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。

②中核都市(人口30万人以上)等だけに課税され、課税対象となる基準等が不公平であるため廃止を求める。

**(18) 外形標準課税**

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業には課税すべきではない。

**「電子申告・電子納税」**

eTax(イータックス)とeLITAX(エルタックス)について

**(19) 既得権益となつている省庁間の垣根を取り払い、国**

税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるように、eTaxとeLITAXの規格を統一すべきである。

**(20) 電子申告・電子納税のさらなる利用促進に向けて、インセンティブとして法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。**

**「共通番号制度」について**

**(21) 共通番号制度**

共通番号制度は、ドイツでは人格権の侵害の認識で不採用、イギリスでは人権侵害などを理由に廃止(2010)等されている制度

であることを踏まえたうえで、公平で効率の良い社会保障制度の基盤として、納税や年金、医療などに関する手続きの簡素化、事務の効率化による行政コストの削減などにつなげ、行き過ぎた管理社会・管理国家にならないことを望む。

また、データの漏えいやシステムの管理等には徹底したセキュリティ対策が必要である。

優秀賞作品（6点）

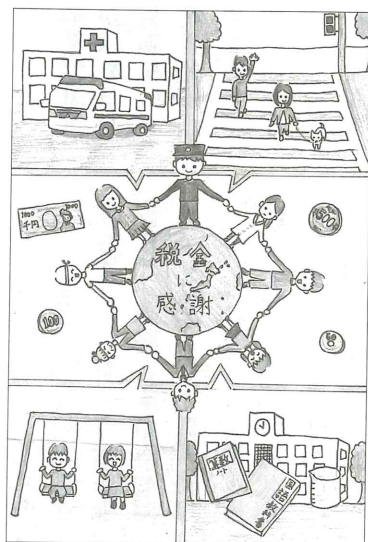
第7回小学生の税に関する  
絵はがきコンクール

～ 女性部会 ～

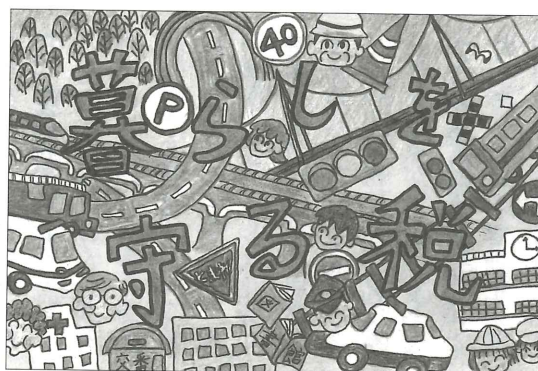
このコンクールは、法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学6年生を対象に行われ、応募総数3,528点の中から、66点の作品が入賞しました。その内、高崎税務署長賞、税理士会高崎支部長賞、法人会会長賞、法人会女性部会長賞（各1点＝裏表紙）と優秀賞（6点）をご紹介します。

入賞作品は確定申告会場前に展示しましたが、応募いただいた作品は下記の日程にて展示を行います。

- ◆高崎市役所 7/19～7/26
- ◆渋川市中央公民館 8/22～8/26
- ◆安中市文化センター 7/27～8/4
- ◆吉岡町文化センター 9/2～9/14
- ◆高崎市役所群馬支所 10/4～10/17  
(平成27年度卒業生の作品)



高崎市立浜尻小学校  
富澤 茉佑さん



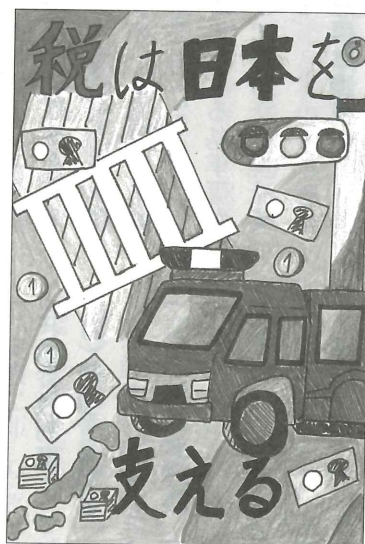
高崎市立上郊小学校  
正来 巧光くん



渋川市立豊秋小学校  
登坂 葉奈さん



渋川市立古巻小学校  
竹内 彩乃さん



高崎市立大類小学校  
田村 優楽さん



吉岡町立駒寄小学校  
林 晃誠くん

## 女性部会

### 平成二十八年度定時総会

講演会「真田氏の足跡をたどって」

女性部会（岩井加代子部会長）は、六月二十三日（木）、マリエール高崎において、定時総会を開催しました。

第一部の定時総会は、井出高崎税務署長をはじめ多数のご来賓と本会役員、部会員合わせて約一〇〇名が出席して開催されました。次の議案及び報告事項が承認、報告されました。

- 議案第一号 27年度収支決算承認の件
- 報告第一号 27年度事業報告



○報告第二号

28年度事業計画及び収支予算

第二部は、みなかみ町文化財調査委員長の渋谷浩氏をお迎えし、「真田氏の足跡をたどって」と題した講演会を開催しました。現在放送中のNHK大河ドラマも話題になつておりますので、興味を示し熱心に聞いている方も多かつたようです。

第三部の交流会は、高崎市、富岡市長の挨拶で始まり、部会員同士の活発な異業種交流やご来賓との歓談など楽しい時間を過ごし、和気藹々のうちに閉会となりました。

## 青年部会

### 平成二十八年度

定時総会を開催

青年部会（関口朋克部会長）は、六月六日（月）、高崎ビューホテルにおいて平成二十八年度定時総会を開催しました。

総会にご来賓と部会員他を含め、約一〇〇名が出席し、次の議案が原案どおり承認可決された。

- 議案第一号 27年度収支決算承認の件
- 報告事項として、事業報告、収支予算、事業計画について報告がなされました。



関口部会長



また、その他の報告事項として、全国青年の集い、北海道大会で発表するプレゼンテーションに関連する事項のスケジュールの報告や、昨年7月以降の新入部会員の入会状況の報告が行われました。

入会状況の報告の中、昨年度に設定した目標の50件増をクリアしたこと、6月中旬に更に10件増を目指そうと各所より発言がありました。その後、交流会を行い、参加者相互の交流を深めました。

法人会会員企業にお勧めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に  
幅広く対応した  
**がん保険。**

○商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

（引受保険会社） **アフラック**（アメリカンファミリー生命保険会社）群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F 法人会アリーダイヤル ☎ 0120-876-505



はじめてダック

アフラックは  
がん保険  
契約件数 **No.1**  
平成25年度「インシディアランス生命保険統計」

— 法人会 —

新 **生きるための  
がん保険** Days

— 法人会 —

新 **生きるための  
がん保険** レディース Days

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF 法推 - 2015 - 0036 - 1512019 7月8日

安中

『旧碓氷郡役所』

5月連休に旧碓氷郡役所を訪ねました。現在、群馬県に残る郡役所はここだけで、明治43年の火事で初代が焼失、翌年に和風平屋建てとして再建されたものです。修復工事を経て展示室と市民ギャラリーが一般開放されています。平成8年、安中市指定重要文化財。

建物外側の腰板や内部の天井には杉の老木が使われています。今は杉というだけで花粉症の人からは敬遠されていますが、当時の杉は建築材として重用されました。館内には昔の公文書等の資料と写真が展示され、往時が偲ばれます。当日は管理人の西尾さんがわかりやすく解説してくださいました。

このすぐ近くには、日本キリスト教団安中教会、旧安中藩の郡奉行役宅と武家長屋があり歩いて行けます。

建物は一般公開されています。

・入場無料

・所在地

安中市安中3-21-51

・駐車場

敷地内に乗用車14台分

・休館日

毎週月曜日(祝日は除く)、月曜日が祝日の時は翌火

曜日。年末年始

・開館時間

午前9時〜午後4時

・お問合せ

旧碓氷郡役所

・電話番号

027-382-3764



子持

「清流祭り」開催

平成28年5月22日(日)に、渋川市子持地区の利根川浅田河川敷において「清流祭り」が開催されました。

今年で17回目を迎えた祭り当日は、天候に恵まれ気温が急上昇し、5月でありながら30度を超える真夏日となり、家族連れを始め、多くの来場者で賑わいを見せていました。

当祭りは身近な自然であり暮らしに関わりの深い川を通じて自然環境の大切さを呼びかけ、ひとりひとりが環境に関心を持ち、自ら考え、行動し、環境保全に努めることを推進し、「美しく豊かな環境と共生し自然環境の保全」に寄与することを目的として開催しています。ヤマメの放流や魚のつかみ取り・釣り教室など子供を対象としたイベントも行われ、参加者の楽しむ姿が多く見られました。この「清流祭り」の開催

が夏の訪れを感じさせます。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

新町

上武大学  
ボランティアサークル

上武大学ボランティアサークルは東日本大震災直後の宮城県石巻市でボランティアを行ったことをきっかけに結成されました。現在でも被災地支援を継続しながら「地域社会との共生と社会貢献」を理念に活動しています。

高崎キャンパスのある高崎市新町の新町七夕まつり、オトナヨミセ、しんまちフェスタ、しんまち商工祭などイベントにもボランティア



アとして協働・参画しています。

その他、上武大学パトロール隊を編成し、新町第一、第二小学校学区内通学路にて、子どもの安全を守る活動を行っています。また、白鳥見守り隊として、白鳥の飛来地となっている鳥川岩倉橋の袂の河川敷散歩道整備と清掃活動を行っています。

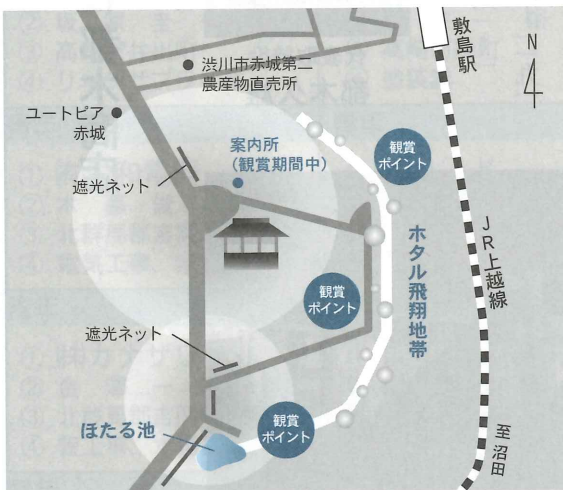
赤城

宮田ほたるの里

渋川市赤城町宮田地区の、のどかな田園風景の中に流れる約400mの水路には、ゲンジボタルとヘイケボタルの2種類のボタルが生息します。(通称:宮田ほたるの里)

ボタルは人家に近い水のきれいな小川などに棲み、幼虫の間は水中で約10ヶ月を過ごし、4月下旬から5月下旬にかけて上陸し、6月初旬頃に飛び始めます。

この里には、ヘイケボタルの生息地である「ホテル池」と呼ばれる広さ約25㎡の池があり、50株ほどの水芭蕉が3から5月まで白く可憐な姿を見せ、咲き終わる頃にボタルが出現し始め、季節の移り変わりを楽し



ませてくれます。以前は、春先から田植えの季節になると、何処でもボタルが見られましたが、今では環境の悪化により姿を消しています。

しかし、この里では6月初旬から7月中旬までボタルが乱舞し、すばらしい夜を演出してくれますので、是非、宮田ほたるの里を訪れ、貴重な自然とその魅力を感じて下さい。



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

松井田

有限会社吉田商店

会員企業紹介



代表取締役  
吉田 毅

一、所在地

安中市松井田町

松井田四〇〇

TEL 〇二七―三九三―〇〇三九

二、事業概要・会社PR

当社は、大正15年に創業

昭和30年に法人化した。現

在は、スポーツシューズを中

心に、紳士靴・婦人靴・子供



靴等幅広く扱っている。

また、地域の需要に応え

て、婦人服・バッグ等の小

物・学校体育着等の売り場

も拡充している。

三、経営理念

シューワールドヨシダの

名で靴専門店として、「はき

やすい靴」を提供すること

を心掛け、靴のフィットテ

ィングに定めている。

また、地域密着の営業を

行い、介護施設・病院・事業

所等への納品も多い。

群馬

有限会社都木商店

会員企業紹介



代表取締役  
都木久雄

一、所在地

高崎市稲荷台二六一―

TEL 〇二七―三七三―二九一

二、事業概要・会社PR

当社は、旧群馬地域で営業

しております。主な事業は、

鉄・非鉄金属スクラップの引

き取り、一般廃棄物収集運搬

(家庭ごみ・引越しごみ・粗

大ごみ)、産業廃棄物収集運

搬(事業活動に伴って生じた



廃棄物群馬県他近県、運搬品

目12種類)、産業廃棄物中間

処理施設(事業活動に伴って

生じた主に金属くずの処

分)、トータルリサイクルで

す。

三、経営理念

弊社は、4S運動を実施

しており4Sとは誠実な心

対・整理整頓を心がけ・質の

高いサービス・スピード感を

持つて行う事です。

エコアクション21にも認

証・登録されており環境に配

慮し事業を行っています。



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、  
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、  
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、  
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

企業のために、  
経営者とともに。

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

青年 ① ㈱氷見鉄工所 ② 氷見 国雄 ③ 安中市安中 ④ 鋼構造物	青年 ① ㈱三京体育器 ② 永井 雄一郎 ③ 高崎市上豊岡町 ④ スポーツ器具製造・販売	箕郷 ① ㈱関東地所 ② 鈴木 章之 ③ 高崎市箕郷町生原 ④ 不動産、建築請負業	高崎 ① ㈱エレメントホールディングス ② 成田 八枝子 ③ 高崎市上豊岡町 ④ プリント基板販売
青年 ① ㈱平成オプトロニクス ② 小坂 橋 桂 ③ 安中市郷原 ④ 金属加工業	青年 ① 産科婦人科 館出張 佐藤病院 ② 佐藤 雄一 ③ 高崎市若松町 ④ 産科婦人科	吉岡 ① ㈱カナザワ ② 金澤 一幸 ③ 北群馬郡吉岡町大久保 ④ 管工事、水道施設業	高崎 ① ㈱オオシマ ② 大 嶋 和 則 ③ 高崎市双葉町 ④ 建築業
青年 ① ㈱ほてい屋染工 ② 堀口 隆 敬 ③ 安中市安中 ④ 呉服小売業	青年 ① ㈱中島電気 ② 中島 文晴 ③ 高崎市上並榎町 ④ 電気工事	女性 ① ㈱須奈賀 ② 須永 敦子 ③ 安中市安中 ④ 飲食業	高崎 ① ㈱機設 ② 松江 友成 ③ 高崎市八幡原町 ④ 製造業
青年 ① ㈱山田タイル工業 ② 白石 文也 ③ 安中市高別当 ④ 設備業	青年 ① ㈱フィールデイズ ② 品川 幸仁 ③ 高崎市緑町 ④ 不動産業	女性 ① ㈱ヤマハチ・クボニワ ② 久保庭 愛子 ③ 安中市安中 ④ 米穀販売業	高崎 ① ㈱清水総建 ② 清水 隆之 ③ 高崎市下小鳥町 ④ 建築業
青年 ① リバース㈱ ② 石子 恵 ③ 高崎市和田町 ④ 不動産業	青年 ① ㈱丸山建商 ② 丸山 裕巳 ③ 高崎市江木町 ④ 建設業	青年 ① クシダ工業㈱ ② 串田 洋介 ③ 高崎市貝沢町 ④ 設備工事業他	高崎 ① 高橋浩生税理士事務所 ② 高橋 浩生 ③ 高崎市大八木町 ④ 税理士
青年 ① 東洋リネンサプライ㈱ ② 坂原 圭一 ③ 高崎市井出町 ④ リネンサプライ業	青年 ① ㈱ユタカペイント ② 金井 裕 ③ 高崎市緑町 ④ 塗装業	青年 ① ㈱ガラスロード社 ② 大澤 博史 ③ 高崎市上中居町 ④ イベント企画・デザイン	高崎 ① ㈱中島電気 ② 中島 文晴 ③ 高崎市上並榎町 ④ 電気工事
青年 ① ㈱栄和電器 ② 木暮 俊之 ③ 北群馬郡吉岡町漆原 ④ 電気工事、家電小売	青年 ① ㈱リード ② 柴崎 直哉 ③ 高崎市上並榎町 ④ 建設業	青年 ① ㈱群馬総合土地販売 ② 三輪 圭一 ③ 高崎市通町 ④ 不動産業	渋川 ① 狩野会計事務所 ② 狩野 要一 ③ 渋川市八木原 ④ 税理士、社労士、行政書士
青年 ① ㈱カナザワ ② 金澤 一幸 ③ 北群馬郡吉岡町大久保 ④ 管工事、水道施設業	青年 ① 安中群馬電装㈱ ② 櫻井 誠 ③ 安中市安中 ④ 自動車整備業	青年 ① ㈱群馬電通 ② 嶋方 耕士 ③ 高崎市緑町 ④ 広告代理業	安中 ① ㈱ユー・コーポレーション ② 内田 徳男 ③ 安中市鷺宮 ④ 製造業
青年 ① ㈱木之内設備 ② 木之内 豊 ③ 北群馬郡吉岡町上野田 ④ 水道設備業	青年 ① ㈱グリーンマートかわしま ② 川島 博 ③ 安中市板鼻 ④ 小売業	青年 ① ㈱小池 ② 小池 秀明 ③ 高崎市北久保町 ④ 燃料小売、建設業	榛名 ① ㈱オンタック電子 ② 野本 正明 ③ 高崎市本郷町 ④ 製造業
<b>問い合わせ先</b> (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576		青年 ① 佐藤工業㈱ ② 佐藤 健二 ③ 高崎市石原町 ④ 電気工事業	榛名 ① 新野電気工事店 ② 松田 邦弘 ③ 高崎市下里見町 ④ 電気工事

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。



# 職場に潤いをもたらす

## “雑談”の勧め

産業カウンセラー 柏木 勇 一

### ストレス

要因ワースト1は人間関係、  
その実態は：

厚生労働省が5年に1回実施している働く人のストレス調査によると、10年前も20年前も、ストレス要因のトップはいつも人間関係。職場のストレスの8割は人間関係に原因があると証明していることを数字が証明している。この中には、近年急激に増えているハラスメントも入っている。ちなみにストレス要因は、仕事の量、仕事の質と続き、人間関係と合わせてワースト3としてほぼ定着している。

食品メーカーの品質管理部門で働くA子さんは20代後半で社歴6年。部長のほ

か。助けを求めたこと

は？」と聞いてみた。答え

はいずれもノー。つまり、

職場でのA子さんは、(も

ちろん直接本人に指摘はし

ないが)自己主張が苦手、

人に頼めない、断れない人

だった。言い換えれば、自

分を抑えて我慢している

というイメージが浮かんだ。

実はいま、A子さんのよ

うなタイプの人が多くなっ

ている。友人とワイワイが

やがやと本音で話し合っ

てきた経験が少ないことも原

因だろう。一方で、ここが

重要な点だが、職場にも余

裕がなくギリギリの要員し

か雇えないという背景も見

逃せない。パソコン操作や

メールのやりとりが主流と

なっている職場では会話自

体が少ない。

### 雑談から生まれる 親密なコミュニケーション

このような閉塞状態を解決させる潤滑油こそ、雑談であることをぜひ知ってほしい。

あるIT系会社の実例を

紹介したい。いくつかのプ

ロジェクトチームのひとつ

で、10人足らずのメン

バー。当然、話し合いなが

ら仕事をしている人もい

る。突然リーダーが「じゃ

あ集まって」と一声。全員

がソファーがあるコーナ

ー。そこで語られるのは、

休日の出来事やちよつとし

たいい体験談、ひいきの

サッカーチームの活躍ぶり

など。どうでもいいような

話と受け取る人もいる

が、この会話にはいつしか

笑いながらはまってしま

う。時間にして15分。「さ

あ戻ろう」という声でそれ

ぞれのデスクへ。

この間、同じフロアの別の

チームは仕事に集中。ソ

ファーに座って楽しく話し

合っているチームを振り向

きもしない。時間をずらし

て、別のチームも同じ場面

を展開する。毎日ではない

し時間も決まっていはいない。

仕事の流れを読むリーダー

の判断で行われている。

この雑談コミュニケーション

ンを通して、同じ職場で働く仲間の人柄が通じ合い、気軽に話し合えるようになる。そうなれば、助けてと言えない、頼めない、断れないという、自分が作っているかもしれないコミュニケーションの壁は生まれない。

人間関係改善は豊かなコミュニケーションから、と言われ続けている。ここで強調したいのは、日々のコミュニケーションとは、仕事の話ばかりではなく、報告、連絡、相談を細かにやることでもなく、雑談(時には冗談も)であることも忘れないでほしい。もちろん雑談の交わり方はそれぞれの職場に合ったやり方で。



●経営コンサルタント 柴田富廣  
「桜の戦士達」のヘッドコーチに学ぶ

# 優れたリーダー



昨年、ラグビー・ワールドカップでの日本代表「桜の戦士達」の活躍は、日本を大いに沸かせた。過去20年間負け続け、100点以上の差で大敗してきた経緯もある日本代表。

初戦で当たった優勝候補の南アフリカ戦では、海外メディアが「ラグビー史上最大の番狂わせ」と報じるほどで、声援する日本人の誰もが、ワールドカップで3勝したことに驚嘆し、歓喜の声を挙げたことは記憶に新しい。

これほどまでに世界に通用する強豪チームに育て上げた立役者は、何とって、今はイングランド代表ヘッドコーチへと転身したエディ・ジョーンズ前日本代表ヘッドコーチであろう。

桜の戦士である選手達からは「鬼」とも称されるほどで、合宿は年間160日、そして練習時間も1日4度の練習というハードなものだったと口を揃えている。

世界の強豪チームに肉弾戦で当たり負けしないように、体重を増やすとともに筋力を鍛えさせ、瞬発力と機動的な試合運びをする上で欠かせない走行速度を上げるための目標を設定して練習に取り組み、ヘッドコーチ就任から4年間、リーダーとして選手を率いてきたのである。

日本代表ヘッドコーチとしては、通算成績44戦29勝15負で、実に勝率が66%と、それまでの常敗チームが一変したのである。

選手が大幅に代わった訳

ではなく、新しいリーダーのエディ・ジョーンズ氏の力で、強いチーム、強い組織へと変わったのである。まさに、組織はリーダー次第であることを見せつけられたものである。ビジネスの世界とてリーダー次第であることは同じである。なら、優れたリーダーになるにはどうすればいいのだろうか。

リーダーシップ論の第一人者であり、松下幸之助研究でも知られる、米国の経営学者でハーバード大学経営大学院教授のジョン・コッター氏は、「歴史上の優れたリーダーは、すべからず誠実で、何からでも学び続けられる人たちです」と述べている。

また、ジョン・コッター氏はリーダーの要件として、「現状満足の打破。これこそリーダーがすべきことです」と伝えている。

エディ・ジョーンズ氏は選手達が抱いていた「勝てない日本」という意識を改

革し、「勝つことへの執念」を持つ事の使命感を植え付けたことは無論のこと、勝つためにも練習に創意工夫と進取の手法を取り入れた。

それはまさに、奇異や奇策などで勝利を得ることはそれほど多くはなく、置かれた過酷な状況に敢然と真つすぐに立ち向かう誠実な取り組みである。

だからこそ、愚直に異分野から成果を上げるための学びを取り入れた姿勢そのものがエディ・ジョーンズ氏にあったことは想像に難くない。

五郎丸選手のキックでのポーズでも知られるようになった、不安に打ち勝ち、自信を生むためのプレ・パフォーマンス・ルーティンはメンタルトレーニングから生まれてきたが、大学で研究をする女性准教授を選手達の育成強化でメンタルトレーニンングコーチとしてエディ氏は招いた。

体調管理に役立つ専用アプリを開発したり、練習の

撮影用に「無人飛行機ドローン」をいち早く導入し、戦略の組み立てと選手への指導に役立てた。

どうすれば勝てるチームにするかを命題に、スポーツとは異分野から学び続け、取り入れている。

まさに、リーダーとして学ぶに如かず（学習に勝るものはない）が大事であることを伝えて余りある。

と同時に、現状を打破すること、勝利を招き寄せた結果も示してくれた。経営にあっても勝利を手中にするには、学びと工夫が欠かせないのである。

企業は、現状に安住せず、常に変革を遂げなければ、成長は望めない。

現状打破、企業変革の場面では、リーダーシップが最も強く求められる。

リーダーとして成すべきことを「桜の戦士達」のヘッドコーチだったエディ・ジョーンズ氏が示して教えてくれたように思えるのである。

# 税務調査

受ける前に知っておきたい  
これだけのこと



税理士 飯田真弓

調査は  
いつ進められる

「どんな企業が税務調査に選ばれるんですか？」これはみなさん興味のあるところだと思います。

同じ業種であっても薄利多売な会社もあれば、付加価値をつけて勝負に出ている会社もあるでしょう。

会社の経営方針は、その経営者の考え方によるものであり、業種・業態だけで調査に選ばれやすいかどうかを決めることはできません。「どの会社に税務調査に行ったら追加の税金がたかさん払ってもらえるのか、

それがわかるんなら苦労しない！」国税調査官はそう思っています。

とはいっても、国税当局には、実際に税務調査に着手するまでの手順というものがありません。

それは『準備調査』と言われています。具体的には、次のようなこととなります。

## ① 机上調査

国税庁はKSKというシステムを導入しています。KOKUZEI SOCIETY KANRI (国税総合管理) とは、英語ではなく、NHKのような感じで日本語の頭文字をアルファ

ベットで並べたもの。

全国の国税局や税務署をネットワークで結び、納税者の申告に関する全情報を一元的に管理するコンピュータシステムのことなのですが、これによって毎年提出される申告書のデータや調査官が実際に見聞きした情報をデータ化し蓄積しているのです。

それらのデータを一つひとつ丹念にチェックしていくのが机上調査です。

## ② 外観調査

外観調査とは、その会社の様子を外から見て、不正を働いているかどうかの判

断材料にしようというものです。

たとえば、実際に経営者が毎日歩いていると思われる自宅から事業所までのルートを辿り、道中にある金融機関を把握します。

事業所の外観調査を行った際、前回の調査では取引先としてあがっていなかった会社の軽トラックが停まっていたような場合。

調査官はその軽トラに書いてある会社名とナンバーをメモし、署に戻って検索をします。

簿外取引の相手である可能性が高いと判断した場合、それが決め手となって調査に着手することもあります。

## ③ 内偵調査

会社を外から見ただけでなく、実際に客として店に入るなどして、その実態を把握することを「内偵調査」と言います。

現金商売や多店舗展開をしている会社の場合、内偵調査を行なうことが多いのですが、内偵調査に行った

店へ税務調査で実際にうかがったところ、「この前、お客さんとして来られてましたよね」と言われることもありました。

主な準備調査は机上調査、外観調査、内偵調査になりますが、この他に、「投書」や「タレコミ」と言われるものがあります。

一般の企業において、クレーム対応やクレーム処理は大切な仕事のひとつだと思のですが、国税当局への「投書」や「タレコミ」の処理は、この一般企業のクレーム処理に似ています。

いったん当局に寄せられた投書やタレコミは、どんなにつまらない内容であっても、100パーセント処理しなければなりません。

「投書」や「タレコミ」は、経営者の元奥さん、元愛人、あるいは元右腕だった役員、さらに元従業員などから多く寄せられます。

そして、これら内部の事情に詳しい人達からの情報は確かな場合が多いのも事

実です。

ある時、調査に行った際、経営者が席を立ったのを見届け、事務員のおぼちゃんに手招きされたことがあります。

「ちよつと、あんた、この通帳控えとき！」と引き出しから事務員が取り出した通帳は、経営者ではない名前の通帳、『裏勘定』、いわゆる『B勘』でした。

「あんた探してるんは、これやろ！」  
その事務員さんは経営者のやり方に不満を持っていたのでしょうか。

おかげで不正を発見することができたのですが、そのおぼちゃん事務員が、調査が終わっても平気な顔をして、そこで働き続けていたことには驚きました。

「ここまで会社が大きくなったのは、私がいたからなのに……」

経営者の近くにいた人のこういう思いが、「投書」や「タレコミ」につながっているのではないかと思

ます。

「どんな企業が税務調査に選ばれやすいのか？」

この質問への答えとしては、「自分一人で会社を大きくしたような顔をしている経営者、人間に対して冷たい経営者の企業が選ばれやすい」となるのかもしれない。

**摘要欄を「4W1H」で埋め尽くす**

税務調査の実調率というものをご存知でしょうか？  
実調率というのは、実際に調査が行なわれた割合です。

法人の場合、1年間で100社のうち3社程度。個人事業主にあつては、当初税金を納めている方の100人に1人程度しか、税務調査にあたらないという結果が報告されています。

そんな低い確率なのに、なぜ、税務調査を恐れることがあるのでしょうか。

「新人でも外回りの子は、領収書持って帰ってきたら

何でも経費に入れてもらえると思ってる……。私なんか、

内勤やから何にも恩恵受けてない。ちよつとぐらい文房具とか洗剤とか家に持って帰ってもいいよな」と、思ってしまう人がいます。

ひとりの「これくらいならいいよね」という気持ちに積み重なるとそれがよくない社風となり、税務調査を引き寄せてしまうのです。

税務調査の際、経理の方は、調査官にあれこれ質問を受けることがあるかもしれません。そんな時、自分が付けた帳面のことはきちんと答えられるようにしておきたいものです。

そのためには、日々どんなことをすればいいのか、最後にお伝えしましょう。それは、いたって簡単です。

現金出納帳の「摘要」の欄にWhen(いつ)以外の次の項目を書き込む習慣をつけることです。

- ・ Where (どこで)、
- ・ Who (誰と)、
- ・ What (何を)、

Why (なぜ)、

How (どのように)、  
When (いつ) については、日付の欄に別にあるので、それ以外の「4W1H」を摘要欄に記入するのです。

もし、摘要欄に「〇×百貨店」のように単語や固有名詞だけ記入していたら、税務調査の際、調査官は「これはどんな取引だったんですか？」と聞くでしょう。

税理士も調査対象者である経営者も覚えていない、答えられないとなったとき調査官は、「じゃあ、手帳を見るとわかるかも知れないので、見せていただけますか」という流れになり、

経営者は知られたくないことまで、根掘り葉掘り聞かれることになってしまいます。

摘要欄がすべて「4W1H」で埋め尽くされていれば、その場で即答できるので、調査官もそれ以上を追究しにくくなるというわけ

です。  
営業などと違って経理の

仕事は地味で大変だと思います。

けれども、経理担当は、会社のお金を扱う大切な部署です。摘要欄をきちんと書くように心がけるようにすると無駄な経費を削減することに繋がります。

売上には貢献できなくても、経費を減らすことはすなわち、利益を増やすこと。そのことは、経理の方なら理解できるでしょう。

是非、税務調査対応策に限ったことではなく、ご自身の仕事のやりがいを見つめるためにも、摘要欄に「4W1H」を記入することを、今日から始めてほしいと思います。

それが、一番の税務調査対策と言えるかも知れません。

● いいだ まゆみ

税理士。(社)日本マインドヘルス協会代表理事。産業カウンセラー。初級国家公務員税務職、高卒女子1期生。

月刊経理ウーマンより転載

# 113番元素、「日本が発見」と認定 地道な努力で露米に勝利／ 名称は「ジャポニウム」有力か

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

昨年の大晦日、日本中を  
明るいニュースが駆け巡り  
ました。理化学研究所・森田  
浩介グループリーダーらが  
原子番号113番の新元素  
を発見したことが、国際機  
関に認定されたのです。ロ  
シア・米国の共同研究チー  
ムと激しい競争を繰り広げ  
ていましたが、地道な実験  
を忍耐強く繰り返し、確実  
なデータを積み重ねて見事  
に勝利。113番元素の名  
前を決める権利を獲得しま  
した。新元素の命名権獲得  
は、アジア圏で初の快挙で  
す。森田氏らは4月1日を  
めぐりに名前の候補を提案  
し、国際機関が審査。1年程  
度で正式決定される見通し  
です。

## 原子核同士を衝突

最初に新元素の発見と書  
きましたが、実は正確では  
ありません。天然に存在す  
る元素は原子番号92番のウ  
ランまでで、それより原子  
番号が大きいものは実験で  
作り出しています。ですが  
「合成」の方がふさわしい  
かもしれません。

ウランより原子番号が大  
きくて重い「超ウラン元素」  
は、原子核同士を加速器を  
使って高速で衝突させ、核  
融合を起こさせて合成しま  
す。森田氏も、原子番号30  
番の亜鉛の原子核を高速で  
打ち出して83番のビスマス  
と核融合反応で合体させ、  
113番元素を作り出しま

した。

ただ、原子核同士を衝突  
させるのはとても困難な作  
業です。原子の大きさを甲  
子園球場にたとえると、原  
子核の大きさはわずか1円  
玉1個分しかありません。  
そして、原子核同士が衝突  
しても、うまく113番元  
素を作れる確率は100兆  
分の1しかありません。

## 9年間で3個を合成

研究チームは実験に9年  
間もかけ、亜鉛の原子核を  
400兆回も打ち出しまし  
た。

研究に打ち込むあまり、  
森田氏は数カ月以上も家に  
帰らないことがよくあった  
そうです。

そんな森田氏を支えたの  
は、妻の美栄子さんでした。  
夫が家に帰らないことに文  
句ひとつ言わず、逆に「あな  
たなら絶対にできる」と森  
田氏を励まし続けました。  
そして森田氏は、113番  
元素を3個作ることに成功

したのです。美栄子さんは  
残念ながら2008年に亡  
くなりましたが、森田氏は  
「成功は妻のおかげだ」と話  
しています。

一方、ロシア・米国のチー  
ムは別の方法で数十個の合成  
に成功しました。数の上で  
は日本が圧倒的に不利で  
す。けれど、国際機関は11  
3番元素が確かにできてい  
たかどうかについての確実  
性の部分で、森田氏らが発  
見者と認定。日本人らしい  
地道な努力が実を結びまし  
た。

## 「元素名の行方は？」

今後の最大の関心事は、  
113番元素がどんな名前  
号になるかです。なにしろ、  
理科の教科書でおなじみの  
元素周期表に永久に刻まれ  
るのです。

命名には国際的なルール  
があり、場所や地域、科学  
者、神話や天体、鉱物、元素  
の性質のどれかに由来し、  
語尾に「ium」(イウム)と

付けることになっています。

このうち多いのは、国名  
や科学者名です。国名で考  
えられるのは英語のジャポ  
ニウム、ラテン語に近い  
ジャポニウム、二ホニウム  
などです。ただ、ニッポニウ  
ムはかつて、新元素とされ  
ながら後で間違いと分かっ  
たものに使われたことがあ  
り付けられません。

科学者名は、日本初の加  
速器を理研に作った仁科芳  
雄博士にちなむニシナニウ  
ムや、日本人初のノーベル  
賞に輝いた物理学者、湯川  
秀樹博士のユカワニウムが  
下馬評に挙がっています。

最終的には森田氏らが決  
定することですが、わが国  
における初めてのケースの  
ため、外部からは「最初は国  
名にちなむべきだ」という  
意見が聞こえてきます。ま  
た、元素名はラテン語に由  
来することが多いことも考  
え合わせると、「ジャポニウ  
ムが最有力」とみている関  
係者が非常に多いよう  
です。

# 建設業界を揺さぶった

## 杭工事のデータ偽装

ジャーナリスト 大津 彬裕

14年11月、横浜市の大型マンションで、住民が別の棟への渡り廊下の手すりがずれているのに気づいた。調べたところ基礎杭の一部が短く、強固な地盤（支持層）に届いておらず、建物が傾斜していたためと分かった。杭の施工記録はきちんと支持層に届いている別のデータに差し替えられていた。

このデータ偽装（流用、改ざんとも）は、建設業界全体で行われていたことが明らかに、業界への信頼は大きく揺らいだ。この物件は、三井不動産グループの三井不動産レジデンシャルが販売した。元請けで、全体の施工・管理は三井住友建設、一次下請

### 下請けへの監督責任

建設業法では、丸投げ（一括下請け）を禁止し、下請けが法令違反をした場合、元請けは是正に努めなければならぬとしている。最終責任者としての元請け責任と下請けへの監督責任を定めているのである。

この業界では一般的な「重層下請け構造」である。このピラミッド型の構造の中で杭打ち会社は最下位に位置する。全国に杭打ち工事会社は大小合わせて450社あるといわれる（日経産業新聞）。旭化成建材が杭打ちした建物では、杭を適切に打ち込んだかどうかを確認するデータを他から流用するたので、当初、同社に非難が集中した。元請けの三井住友建設は、「当方には落ち度はなく、裏切られた」と責任転嫁を図ろうとした。

建設業界では、丸投げ（一括下請け）を禁止し、下請けが法令違反をした場合、元請けは是正に努めなければならぬとしている。最終責任者としての元請け責任と下請けへの監督責任を定めているのである。同法ではまた、一定規模以上の工事では、実務経験や国家資格を持つ専任の主任技術者の常駐が義務付けられているのに、日立ハイテクノロジーズも旭化成建材も兼任で間に合わせていた。三井住友建設は違反を知りつつ黙認していた。日立ハイテクノロジーズは丸投げの責任が問われている。

者が元請けや下請けとして入り交じり、責任体制が明確になっていないと指摘されている。重層的な下請け構造がはらむ無責任体制があまり出された形になったのである。

国土交通省は1月13日、建設業違反で三井住友建設に同省発注工事への指名停止1か月と業務改善命令、日立ハイテクノロジーズと旭化成建材ともに営業停止15日と業務改善命令の行政処分を出した。三井住友建設への行政処分は、元請け責任を重視したものだ。

データ偽装が判明した8社には再発防止を求める報告が出された。問題は事後の行政処分や勧告で、重層下請け構造から悪しき慣習を打破できるかどうかである。

建設業界では、様々な業

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に  
幅広く対応した  
**がん保険。**

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。



アフラックは  
がん保険  
契約件数  
**No.1**  
平成25年度（インシュアランス生命保険統計）

新 生きるための  
がん保険 Days

新 生きるための  
がん保険 Days

（引受保険会社）アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2015-0036-1512019 7月8日

# 税理士会

## 税理士会からのお知らせ

関東信越税理士会  
高崎支部 広報部長 原 澤 秀 樹

### 無料相談所の開設

平成27年1月以降相統税の基礎控除額が引き下げられました。相統税に関するご相談はぜひ税理士にご相談ください。

税理士会高崎支部では平成28年5月以降も高崎市役所をはじめとして、渋川市役所、安中市役所、吉岡町役場、榛東村役場並びに各市町村の支所等において、無料税務相談を実施する予定です。こちらもぜひご利用ください。詳しい日程は下記の日程表または各市町村広報誌等をご覧ください。

相談所開設時間は高崎本庁・吉井、安中市、渋川市、榛東村は13時～16時。高崎市の榛名・箕郷・群馬・新町支所は13時30分～16時30分。倉渕は13時30分～15時30分。吉岡町は13時30分～16時00分

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。

### にせ税理士にご注意ください

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。(注)

ところが、毎年、税理士でない「無資格者」によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方々が被害を受けています。わたしたち税理士は「税理士証票」を携行し、「バッジ(税理士会員章)」を着けています。また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理士会連合会に備える名簿に

登録されています。

税理士を探しの場合、日本税理士会連合会が管理・運営する税理士情報検索サイト [https://www.zeirishikensaku.jp/] をご利用ください。

なお、インターネット上に存在する種々の税理士紹介サイトは日本税理士会連合会とは一切関係がありませんので、「留意ください」。



「税理士会員章」

(注)：弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます

市 町 村 支 所 名	高 崎 市						渋 川 市		安 中 市		吉 岡 町	榛 東 村
	本庁	榛名	倉渕	箕郷	群馬町	新町	吉井	本庁	本庁	松井田		
平成28年	7月	19日						20日・21日	6日		15日	
	8月	16日	18日				12日	17日	10日	2日		
	9月	20日		20日	16日	1日		15日	7日		16日	16日
	10月	18日					4日	20日	6日	20日		
	11月	15日	17日				7日	16日・17日	10日		18日	
	12月	20日		6日	16日	1日		21日	7日	16日		16日
平成29年	1月	17日										
	2月	21日										
	3月	21日										

相談所開設時間は高崎本庁・吉井、安中市、渋川市、榛東村は13時～16時  
高崎市の榛名・箕郷・群馬・新町支所は13時30分～16時30分、倉渕は13時30分～15時30分、吉岡町は13時30分～16時00分

# 税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。  
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部

## シリーズ 経営寸

## 話

## 軽減税率って何？



関東信越税理士会 高崎支部 税理士 柴田 敏

軽減税率とは何かその背景や導入について考えて見よう。

軽減税率とは、一般の税率よりも低く設定された税率の事です。日本では、2019年10月より消費税が10%に上がる予定ですが、一部の商品を8%に据え置く事が検討されています。それが、軽減税率です。

## 軽減税率の制度的問題

軽減税率の導入により、税率が複数化すると、事業者の事務負担は、対象品目の仕分けや、商品管理システム、レジシステムの変更、請求事務や経理事務の複雑化はもちろんのこと、消費税の算出をする為に税額を集計する作業等、従前に比して格段に大きくなります。納付すべき消費税額について、取引ごとに、軽減税率の対象であるか否かを判断し、売上と仕入を適用税率別に管理する必要にも迫られます。また、適用税率について、売手側と買手側の判断が異なる場合には、いずれが正しいのか確

認する作業も行わなければならず、企業間の取引が停滞したり、信頼関係や取引自体の破綻にもつながりかねないのです。新たなサービスや商品開発に当たっては、軽減税率の適用基準を睨んでの検討が必要になると共に、価格の設定についても、軽減税率の適否によつて変わってくると思われ、企業にとつては、新たな負担として確実にのしかかってくると思われれます。

また、事業者によつては、免税事業者からの仕入れ税額控除が出来ない為に、免税事業者が、取引から排除される恐れが生じると共に、取引や消費税還付申告の為に、課税事業者を選択せざるを得ず、結果として、小規模事業者に配慮した簡易課税制度や事業者免税制度が、制度として遜をなさなくなってくる可能性も生じます。

## 軽減税率による逆進性の緩和について

付加価値税としての標準税率が低いにも関わらず、

国民総生産に対する負担率が大きい為、国民の負担感が大きくなつてしまつていくのが、日本の消費税の特徴です。そもそも、高齢化に伴う社会保障の財源確保の観点から導入された消費税の税率を上げる為には、軽減税率等の例外規定を設けないことが必要で、逆進性の緩和とは、相反し、実際に、軽減税率を導入したとしても、本来の目的である逆進性の問題が、必ずしも解決されるとは限らないし、むしろ、軽減税率制度の欠陥が新たに生じてくるだけです。消費支出の合計が生涯所得になると考えれば、逆進性は存在しえないようにもとれますが、限界消費性向が小さくなる可能性に鑑みると、やはり、逆進性の緩和は、何らかの形で必要に思われます。

前述のような軽減税率を、日本では、今後、どのように導入していくべきか。日本においては、普通税率のみで、軽減税率を導入すべきではないように思えます。諸外国の例を見て

も、経済的、文化的、社会的、あらゆる理由によつて税率が左右され、様々な要因を考慮すればするほど、複数税率の線引きが難しくなります。企業や団体がロビー活動で、自分自身の営利活動に有利になるような行動が盛んになるであろうし、政治家自身も、多くの要因を理由に、自らの支持基盤にアピールすることで、政治的な恣意性の介入を招き、最終的には、税制をゆがめ、一層複雑化させるだけのようない気がします。消費税における逆進性の問題は、所得給付を中心し、低所得者への再分配改革を組み立てることによつて解決すべきで、税制だけでなく、社会保障としての財政支出をも含めた財政全体として対応していくべきではないかと思えます。今般、消費税の増税の再延期が決定しましたが、これを機に、再度、軽減税率の導入の是非についても、議論すべきだと思ふのです。



## 税務手続について ～近年の国税通則法等の改正も踏まえて～

### 1. 申告内容に誤りがあった場合の手続

#### (1) 納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合

税額の減額や還付金額の増額を求める「更正の請求」をすることができます。

「更正の請求」は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、原則として、法定申告期限から5年間することができます。その際には、「更正の請求」をする理由の基礎となる事実を証明する書類を添付していただく必要があります。

なお、故意(勘違いや単純な誤りなどの過失は含まれません。)に内容虚偽の「更正の請求書」を提出した場合について、法律に罰則の定めがあります。

(参考) 平成23年12月1日以前に法定申告期限が到来した国税について、「更正の請求」をすることができる期間を過ぎた場合であっても、税務署長が増額の更正を行うことができる期間内であれば、税額の減額や還付金額の増額を求める「更正の申出」をすることができます。

なお、税務署長が増額の更正を行うことができる期間を過ぎると、減額の更正を行うこともできなくなるため、提出期間内に「更正の申出書」を提出された場合であっても、申出の内容等によっては、調査により減額の更正をすべき事実を確認できず、結果として減額の更正ができない場合があります。このため、「更正の申出書」については、期限のおおむね3か月前までには提出していただくようお願いします。

また、「更正の申出」については、申出のとおり更正されない場合であっても、不服申立てをすることはできません。

#### (2) 納める税金が少なすぎた場合や還付される税金が多すぎた場合

申告内容の誤りは、修正申告により訂正することができます。

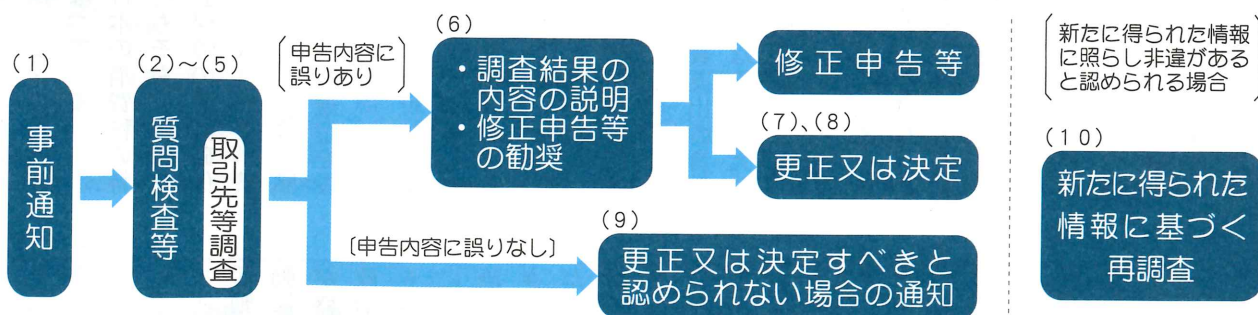
税務調査の前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税は課されません(注)。

ただし、当初申告の法定納期限の翌日から納付の日までの間に係る延滞税が課される場合があります。

(注) 当初の申告が期限後申告の場合は、無申告加算税が課される場合があります。

### 2. 税務調査手続

#### 《税務調査手続の流れ(イメージ)》



※ 番号は、この項(2. 税務調査手続)で記述されている番号を示します。

(注) ここに記載している税務調査とは、国税局や税務署の職員が納税者の事務所や事業所等へ赴き、申告内容が正しいかどうかを帳簿などで確認することを目的とし、国税通則法に基づく質問検査権を行使して行う任意調査を言います。

また、その結果、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、是正を求めるものです。

**(1) 事前通知**

税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを事前に通知します。その際、税務代理権限証書を提出している税理士に対しても同様に通知します。

なお、合理的な理由がある場合には、調査日時の変更の協議を求めることができます。

ただし、税務署等が保有する情報から、事前通知を行うことにより正確な事実の把握を困難にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前通知せずに税務調査を行うことがあります。

(参考1) 税理士法に定められている書面添付制度に基づく書面が申告書に添付されている場合には、納税者に税務調査の事前通知を行う前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対して添付された書面の記載事項に関する意見陳述の機会が与えられます。

(参考2) 税務調査の際には、税務代理を委任した税理士に立会いを求めることができます。

**(2) 身分証明書の提示等**

税務調査のため、調査担当者が事務所や事業所等に伺う際には、身分証明書と質問検査章を携行し、これらを提示して自らの身分と氏名を明らかにします。

**(3) 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出**

税務調査の際には、質問検査権に基づく質問に対して正確に回答してください。また、調査担当者の求めに応じ帳簿書類などを提示又は提出してください。

なお、質問事項に対し偽りの回答をした場合又は検査を拒否した場合、正当な理由がなく提示又は提出の要求に応じない場合、偽りの記載をした帳簿書類の提示又は提出をした場合などについて、法律に罰則の定めがあります。

**(4) 帳簿書類の預かりと返還**

調査担当者は、税務調査において必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、提出された帳簿書類などをお預かりします。その際には、預り証をお渡しします。

また、お預かりした帳簿書類について、お預かりする必要がなくなった場合には、速やかにお返しします。

(注) 預り証をお渡しした際には、その預り証を受領した旨の署名と押印をいただくことになります。また、お預かりした帳簿書類などをお返しした際には、お渡しした預り証を返却していただくとともに、帳簿書類などを受領した旨の署名と押印をいただくことになります。

**(5) 取引先等への調査**

税務調査において必要がある場合には、取引先や雇用主などに対し、質問や検査等を行うことがあります。

**(6) 調査結果の内容の説明と修正申告や期限後申告の勧奨**

税務調査において、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、調査結果の内容(誤りの内容、金額、理由)を説明し、修正申告や期限後申告(以下「修正申告等」といいます。)を勧奨します。

また、修正申告等を勧奨する場合においては、修正申告等をした場合にはその修正申告等に係る再調査の請求や審査請求はできませんが、更正の請求はできることを説明し、その旨を記載した書面をお渡しします。

(注) 書面をお渡しした際には、その書面を受領した旨の署名と押印をいただくことになります。



(7) 更正又は決定

修正申告等の動奨に依りていただけない場合には、税務署長が更正又は決定の処分を行い、更正又は決定の通知書をお送りします。

なお、税務署長が更正又は決定の処分を行うことができるのは、原則として、法定申告期限から5年間です。

ただし、偽りや不正の行為により全部若しくは一部の税額を免れ、又は還付を受けた場合には、税務署長は法定申告期限から7年間、更正又は決定の処分を行うことができます。

(8) 処分理由の記載

税務署長が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分理由を記載します。

(9) 更正又は決定をすべきと認められない場合の通知

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合には、その旨を書面により通知します。

(10) 新たに得られた情報に基づく再調査

税務調査の結果に基づき修正申告書等が提出された後又は更正若しくは決定などをした後や、申告内容に誤りが認められない又は申告義務がないと認められる旨を書面により通知した後においても、税務調査の対象とした期間について、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは、改めて税務調査を行うことがあります。

(注) 新たに得られた情報に基づく再調査は、「3. 権利救済手続」に記載している、簡易な手続により処分の見直しを行う事後救済手続(再調査の請求)とは異なるものです。

3. 権利救済手続

(1) 再調査の請求・審査請求

税務署長等が行った処分に不服があるときには、処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内に、①税務署長等に対する再調査の請求、②国税不服審判所長に対する審査請求のいずれかを選択してすることができます。

なお、①の再調査の請求を行った場合でも、税務署長等の再調査の請求に係る決定後の処分になお不服があるときには、再調査の請求に係る決定の通知を受けた日の翌日から1か月以内に、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

(注1) 再調査の請求は、国税通則法の改正により、従来の「異議申立て」に代えて設けられた、簡易な手続により処分の見直しを行う事後救済手続ですが、基本的な仕組みは「異議申立て」と同様です。したがって、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときに改めて行われる税務調査とは異なります(上記「2. 税務調査手続」の「(10) 新たに得られた情報に基づく再調査」を参照。)

(注2) 再調査の請求から3か月を経過しても再調査の請求についての決定がない場合には、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

(注3) 審査請求から3か月を経過しても裁決がない場合には、裁判所に訴訟を提起することができます。

(2) 訴訟

国税不服審判所長の裁決があった後の処分に、なお不服があるときには、その裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、裁判所に訴訟を提起することができます。

○ 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

→ **国税庁ホームページ** [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索

○ ご質問・ご不明な点がございましたら、高崎税務署にお尋ねください。

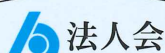
# 表紙説明

## 野田宿 本陣 (吉岡)

上野田は、慶長年間から下野田と共に伊香保街道の宿場町として発展しました。宿の長さは6町(約650m)道幅は3間ありました。

宿場は、道路を挟んで両側に屋号や呼び名を通り名にもつ家が並び、中央には本陣兼問屋を務めた森田家があります。現在も残る森田家旧問屋の屋敷が野田宿の面影を色濃く残しており、街道に沿って段差のある屋敷構えの民家には当時の屋号が掲げられ、集落をあげての歴史保存によって往時を偲ばせる町並みが形成されています。

(吉岡地区会)



## 消費税期限内納付

### 推進運動

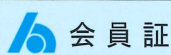
高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



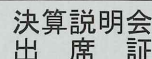
### 法人だより第161号

平成28年7月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)  
 (発行所) 一般社団法人 高崎法人会  
 〒370-0006  
 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号  
 TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576  
 E-mail:office@takasaki-hojinkai.com  
 U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/  
 (企画・編集) 広報委員会:委員長 川崎 信行  
 (編集・印刷) 荒瀬印刷株式会社

## 法人会会員証シール ・研修会出席証シールのご案内



(ブルー)



(オレンジ)



(イエロー)

高崎法人会は税務署の協力団体として、適正な申告・納税に向け、各種活動を行っております。

このシールは、法人会の会員の証明及び、会員企業が税務説明会・研修事業に出席した証明となるものです。このことにより、会員企業の地位向上を目指します。

### 《書類を提出し申告される皆様へ》

- ◆会員証シール (大)
  - ◆法人会会員証シール (小)
  - ◆研修会出席証シール (小)
- 左下の小さなシールは「法人税確定申告書」(別表1)の青い用紙1枚目に貼付してご利用ください。  
 ※研修会出席証シールには「決算説明会出席証」と「研修会出席証」があります。

### 《イータックスで申告される皆様へ》 「シール貼付はがき」について

税務署提出用の各種シール貼付はがきを、今号に同封させていただきましたので、ご利用いただければ幸いです。

平成28年度定時総会結果並びに平成28年度年会費について

《シール貼付はがき》  
切取ってご利用ください

ご不明点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。  
 一般社団法人高崎法人会事務局  
 電話 027-363-4526

## 自動振替で会費を納入 頂いている皆様へ

### 振替日変更のお知らせ

平成27年度から振替日が変更となっております。

旧) 7月15日



新) 7月22日